

根研究会会則

- 第1条 本会は、根研究会 (Japanese Society for Root Research, JSRR) と称する。
- 第2条 本会は、植物の根（その他の地下器官を含む、以下同様）およびこれを取り巻く環境に関する学術を発展させるとともに、同学の士の親睦を深めることを目的とする。
- 第3条 本会は、第2条で規定した目的を達成するために、つぎの事業を行なう。
1. 研究集会・シンポジウムその他の会合の開催
 2. 会誌の刊行
 3. 根研究会賞の授与
 4. 国際交流の推進
 5. その他、本会の目的を達成するために必要な事業
- 第4条 本会の会員は、個人会員および団体会員とする。個人会員は本会の趣旨に賛同して入会した個人、団体会員は同じく本会の趣旨に賛同して入会した団体または機関とする。
- 第5条 本会に入会しようとする場合は、氏名、所属、連絡先、その他の必要事項を明記した文書に、会費を添えて本会に申し込むものとする。また、本会を退会しようとする場合は、その旨を文書で本会に連絡しなければならない。
- 第6条 会員は、下記の年会費を前納しなければならない。1. 個人会員 3000円、2. 団体会員 8000円。ただし、1月をもって年度の始まりとする。長期に渡り会費を滞納した場合は、退会扱いにすることがある。
- 第7条 本会に、つぎの役員をおく。会長1名、副会長2名、監査1名、評議員若干名、事務局長1名。
- 第8条 会長は、その他の役員と協議しながら会務を統括し、本会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときや長期に渡り不在となる場合に、その代理を務める。監査は、会務を監査する。評議員は、重要な会務を審議し、執行する。
- 第9条 会長は個人会員の投票により、個人会員の中から選出する。選出方法の詳細は別に、これを定める。副会長、監査、評議員および事務局長は、個人会員の中から会長が委嘱する。
- 第10条 役員任期は、2年とする。会長、副会長、監査は連続して5年以上は重任できない。
- 第11条 第3条で規定した事業を遂行するために、重要な事業については、それぞれ委員（および委員長）をおく。委員（および委員長）は、会長が委嘱する。

根研究集会の開催に関するガイドライン

1. 趣旨：情報・アイデアの交換と相互交流の促進。根という共通の対象をめぐって、異分野からの参加者どうしが活発にかつ気軽に交流できるよう配慮する。
2. 主催者：各回ごとに現地で実行委員会を組織していただきます。
3. 経費・会計：実行委員会による独立会計です。原則として、研究会からの補助はありません。これまでの例では、1人1,000円程度の参加費（講演要旨代込み）と数千円の懇親会費で賄えています（収入源として展示やデモの場を設ける場合は、事務局からも関連分野の企業に打診しますのでご相談下さい）。原則として本会への会計報告は不要ですが、参加費が極めて高い場合には説明をお願いすることがあります。
4. 時期・期間：当面は実行委員会の都合を最優先します（将来は年1ないし2回で、毎年同じ時期に開催したいと思えます）。これまでの、たいてい土曜日1日間です。実行委員会の判断で日数・曜日など変えていただいて結構ですが、皆さんの参加しやすい日程を配慮して下さい。
5. 参加資格：従来は会員以外の方の参加や発表も認めています。結果的に、会員増につながるの、なるべく会員以外の方も気軽に参加できるようにして下さい。